

秋田市最低制限価格制度取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、秋田市および上下水道局が発注する建設工事、測量、建設コンサルタント業務等の契約の締結にあたり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（第167条の13の規定により準用する場合を含む）に規定する、「当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要がある」と認められる場合の基準および事務の取扱いについて定めるものとする。

(対象とする工事および業務)

第2条 最低制限価格制度を採用する対象工事は、設計金額が5千万円未満で競争入札に付する建設工事とする。

2 最低制限価格制度を採用する対象業務は、競争入札に付する測量、建築関係建設コンサルタント、土木関係建設コンサルタント、補償関係コンサルタント業務等および地質調査業務とする。

(最低制限価格)

第3条 「最低制限価格」とは、予定価格の制限の範囲内で落札価格の最低限度の基準として設定する価格をいい、前条各項の契約区分に応じ、当該各号に定めるところにより設定するものとする。

(1) 前条第1項における最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額（1,000円未満は切り捨て）とする。ただし、その額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超えるときは10分の9を乗じて得た額（1,000円未満は切り捨て）とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあつては10分の7.5を乗じて得た額とする。

ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額（1円未満切り捨て）

イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額（1円未満切り捨て）

ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額（1円未満切り捨て）

エ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額（1円未満切り捨て）

(2) 前条第2項における最低制限価格は、予定価格（入札書比較価格）に100分の78から100分の82の範囲内で抽選により決定した率を乗じて得た額（1,000円未満切り捨て）とする。

(3) 特別な理由により前2号による設定が困難な場合は、別に定める。

(落札者の決定)

第4条 最低制限価格を下回る価格による申込みが行われた場合は、当該申込みをした者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

2 予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者がいないときは、落札者なしとする。

(最低制限価格の周知)

第5条 最低制限価格を設定したときは、入札に参加しようとする者に対し、当該契約に関し最低制限価格が設定されていることを周知するものとする。

(最低制限価格制度の対象外)

第6条 最低制限価格の設定が不適切と認められる場合は、最低制限価格を設定しないことができる。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、最低制限価格の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年11月1日以降の開札から施行する。

附 則

この要領は、平成20年11月1日以降の開札から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日以降の開札から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日以降の開札から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日以降の開札から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日以降の開札から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日以降の開札から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。